



一般社団法人中部電気管理技術者協会

Chubu electricity management engineer association



自家用電気工作物の電気設備には 電気主任技術者が必要です

電気設備（自家用電気工作物）にはその保安を監督する「電気主任技術者」を選任しなければならないことが法律で定められています。（電気事業法第43条1項）

「保安管理業務外部委託承認」制度

自家用電気工作物のうち、高圧受電（6600V）の需要設備および5000kW未満の太陽電池発電、ならびに2000kW未満の風力発電、水力発電、火力発電の各発電設備は、中部近畿産業保安監督部の承認を得て『電気管理技術者』（電気事業法施行規則52条2項）に保安管理業務を委託することができます。この制度を「保安管理業務外部委託承認」制度といいます。

この制度を利用すれば、専任の「電気主任技術者」を雇用することなく、当協会員の「電気管理技術者」に業務を委託することで人事管理や経費が削減できます。

電気設備の保安業務は50年以上の実績のある

当協会員の電気管理技術者に お任せください

当協会は昭和44年に発足（昭和57年に法人化）



系統変電所



キューピクル式受変電設備

■豊富な経験と専門知識を有する技術者です

電気主任技術者の国家資格を有し、必要な要件を満たした電気管理技術者です。

■自営業者として常に責任ある業務遂行をします

電気設備の点検、記録、安全確保、危険予知を行い、設備の状態を把握し、万が一のトラブルにもすばやく対応し適切な処置を行います。

また電気に関するあらゆる相談に応じることができ、電気のホームドクターでもあります。

■万一の過失や災害時もご迷惑をおかけしません

会員の業務遂行にあたって生じる賠償や傷害はもとより、お客様の受変電設備が落雷・水災にあった場合の保険に加入しています。



太陽光発電所

■ハイレベルな技術者集団である一般社団法人に所属しています

会員は中部地区で最多の会員数と実績を誇る一般社団法人中部電気管理技術者協会に所属し、常に最新の技術と情報に基づき研鑽を重ねるとともに、会員ネットワークによる緊急時の応動システムを構築しています。

■電気管理技術者の職務誠実履行義務（第53条第3項）

電気管理技術者には、その業務を誠実に行なう義務があります。

■設置者の電気管理技術者の意見尊重義務（第53条第4項）

設置者（お客さま）は、電気管理技術者の電気保安管理業務に関する意見を尊重しなければなりません。

◆ご安心ください

- 会員は個人事業者ですが、協会会員間で相互協力体制を確立しています。
- 会員本人に万一連絡が取れない場合、代務者が応動します。
- 会員は協会の研修会・電力会社との情報交換などにより、常に技術の研鑽を行っています。
- 自治体などの入札制度に多くの会員が参加しています。



◆一般社団法人 中部電気管理技術者協会とは

昭和44年に発足し、昭和57年12月に通商産業大臣から公益法人の設立許可を受け、中部5県（愛知、三重、岐阜、静岡、長野）において電気事業法による自家用電気工作物の保安管理業務を委託できる個人事業者である電気管理技術者で構成する団体です。（平成25年4月に一般社団法人に移行）

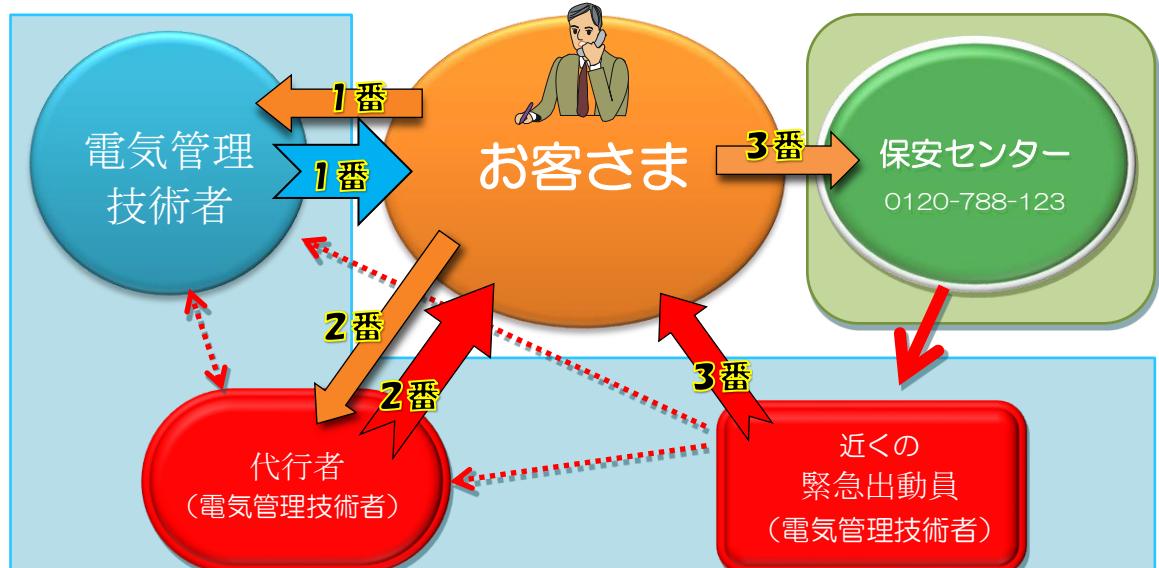
また、**全国電気管理技術者協会連合会**（北海道、東北、東京、**中部**、関西、北陸、中国、四国、九州各協会会員約5,500名で構成）に所属し、技術・保安・職務倫理などに関して全国的に密接に連携しています。

契約対象区域と会員数・受託件数



24時間安心の保安体制

緊急時の連絡体制



名古屋南支部

愛知三河支部

三重支部

名古屋北支部

岐阜西濃支部

静岡支部

愛知尾張支部

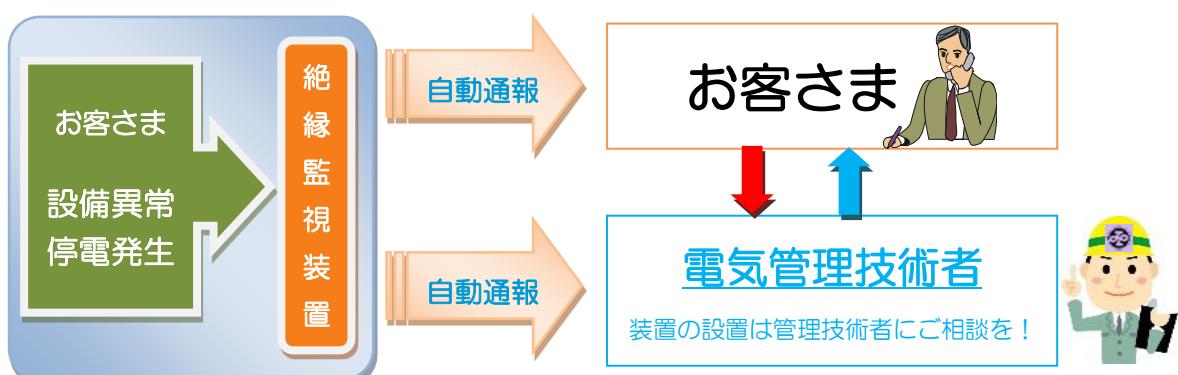
岐阜東濃支部

長野支部

災害時は広域支援体制を定めています。

状況に応じて絶縁監視装置やデマンド警報装置を設置します。

装置の設置は、外部委託する電気管理技術者にご相談ください。



万一に備える安心の補償体制

■ 賠償責任保険

会員が法律上の責任を負うことによって被る損害を填補する保険です。

- ①賠償責任保険普通約款
- ②請負業者特別約款
- ③生産物特別約款

対人・対物共通
5 億円まで
(免責5万円)

■ 受変電設備補償保険（通称：機械保険）

お客様の受電設備が落雷、河川の氾濫等による水災を被った時、復旧費を填補する保険です。

- ①落雷補償
- ②水災補償

受電設備復旧費用
2 百万円まで
(免責1万円)



電気管理技術者の業務

点検・管理業務

竣工検査

通常巡回点検

定期点検・精密点検

提言・相談対応

★電力使用合理化（省エネ・新エネ）

★電気に関するご相談

★増設・改修時の立案・助言

★安全対策

★保安教育

★事故の再発・未然防止対策



24時間応動体制

故障時の応急処置

事故復旧の指導・助言

関係機関への報告の指導

官庁手続き

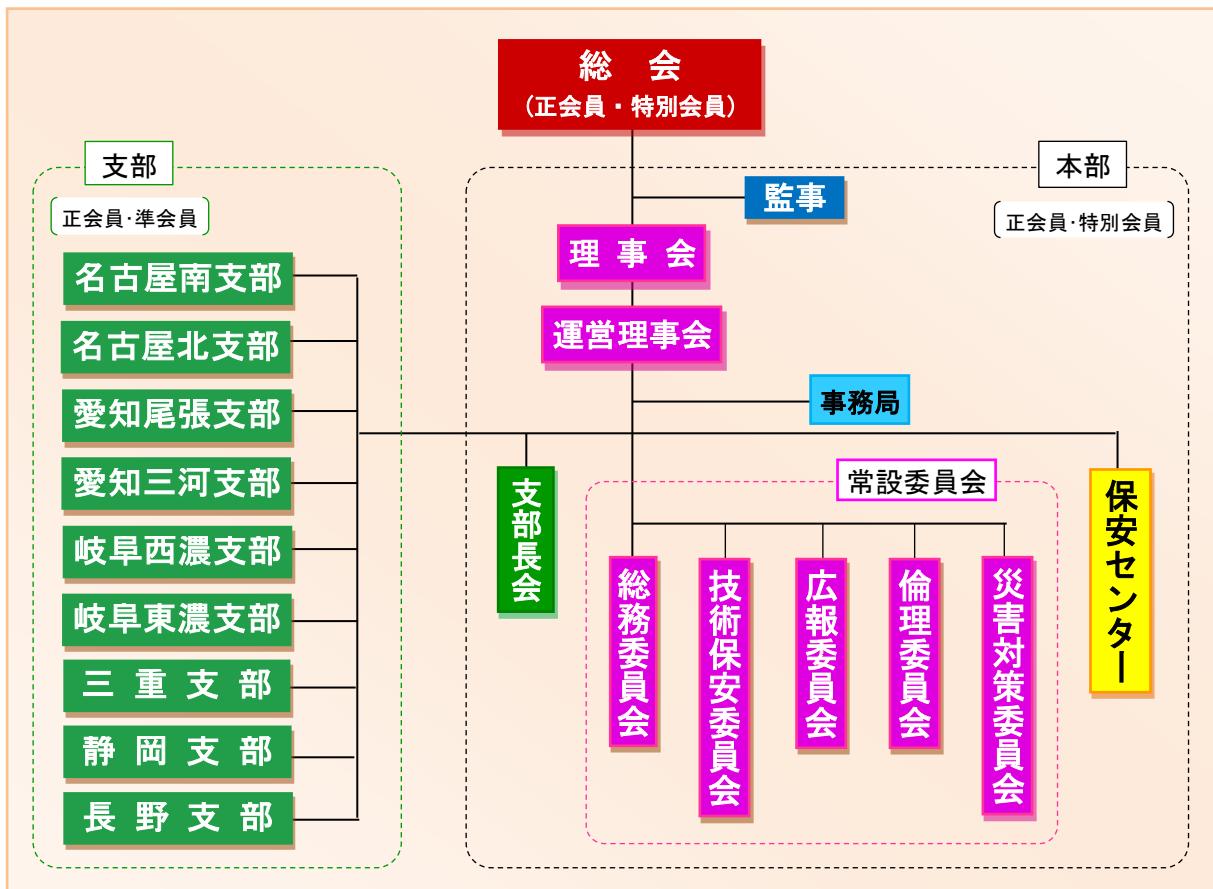
経済産業省
中部近畿産業保安監督部 電力安全課
手続き業務指導

経済産業省
中部近畿産業保安監督部 電力安全課
立入検査の立会



電気保安研修会

一般社団法人 中部電気管理技術者協会 協会の組織



〒464-0073

名古屋市千種区高見二丁目 13 番 14 号 堀清ビル 3 階

TEL: 052-762-2838 FAX: 052-762-6345

URL: <http://www.eme-chubu.or.jp/>

堀清ビル



一般社団法人 中部電気管理技術者協会

(令和5年10月改訂)